

電気バスを運営する事業者の募集要項

平成 30 年 7 月

豊 島 区

電気バスを運営する事業者の募集要項

1. 事業の目的

豊島区では、東アジア文化都市、オリンピック・パラリンピックを見据え、来街者や交通弱者にやさしく環境に配慮した電気バスによる新たな移動システムを平成 31 年（2019）秋に導入する。本システムは単なる移動手段ではなく、豊島区の魅力を引き上げる装置として整備するものである。池袋駅周辺においては、4つの公園を基本とした回遊ルートを実行する。また、他の地域においても本車両を活用したまちづくりを積極的に展開し、豊島区全体の価値を高めることを目的とする。

2. 池袋副都心移動システムの全体コンセプト

～「新たな価値を創出するまちづくりの装置」として～

(1) まちの回遊性を促すシステム

- 池袋駅周辺の4つの公園をつなぐ
 - ▶ 池袋駅周辺地域基盤整備方針で「アート・カルチャー・ハブ」として位置付けた4つの公園（池袋西口公園、中池袋公園、南池袋公園、造幣局地区防災公園）をつなぐ機能を実現する。
- 拠点、イベントをつなぐ
 - ▶ 拠点施設や、イベントを巡るような機能を実現する。特に、東西の連携機能を実現する。
- まちの魅力を発見、発信
 - ▶ 単に移動支援の装置だけでなく、来街者がまちの魅力を発見したり、イベントなどまちづくりを発信する機能を持たせる。

(2) 「まちの感性」を体現するシステム（車両・装置）

- 歩行者中心のまちづくりに合致した低速な乗り物
 - ▶ 池袋駅周辺では、池袋駅周辺地域基盤整備方針や池袋副都心交通戦略において歩行者中心のまちづくりを進めており、その方向性に合致した新たな価値を生み出す、低速で走る車両を導入する。
- 人中心の環境に配慮した乗り物
 - ▶ 歩行者中心のまちにおいて、排気ガスやエンジン音など、歩行者の快適性を阻害する要素を排除した車両を導入する。
- そのものに「乗ってみたい」という魅力のある装置
 - ▶ 本システムは、大量輸送の交通機関ではなく、車両や停留所などの設備もトータルにデザインし、そのもの自体に乗ってみたいと思う仕組みを構築する。

(3) 地域のまちづくりと一体となったシステム

- 民間の柔軟な運営力による事業の実施
 - ▶ 区が貸与する電気バスは、4つの公園を基本とした副都心内のルートを路線運行（乗合バス事業）する。また、自主的なルートによる運行や広告など関連事業の工夫により、総合的に運営費を賄う。
- まちづくり団体との連携

- ▶ まちづくり団体は、4つの公園を基本としたルートへの企画乗車券などによる誘客や、電気バスを活用したまちづくり団体独自の企画運行などでまちの魅力を発見する仕組みをつくる。
- 地域のイベントなどとの一体的な運用
 - ▶ 地域イベントの活性化や地域拠点への回遊性向上のために、電気バスを使った送客や集客を、各イベント団体などが構築するプログラムと一体となった運用を実現する。

3. 事業の役割分担

本事業は、上記コンセプトを踏まえ、下記事業者がそれぞれの役割を担い、連携しながら進める。

(1) 運営事業者

運営事業者は、区より無償で貸与する車両を使用し、4つの公園を起点とした区が想定する運行ルート（別紙1参照）を乗合バス事業として運行する。また、まちの価値を向上するために、別に選定した『まちづくり団体』と連携する。

(2) まちづくり団体

まちづくり団体は、区内でこの電気バスを活用し、商業・観光等に関するプロモーションやイベントの開催などを企画・開催することにより、商業・観光等の活性化に資する事業を行う。

4. 事業（協定）期間・運行開始時期

協定締結の翌日から概ね5年間とする。但し、それ以降の継続及び廃止等については、今後、設置を予定している事業評価委員会による審議を経て、区と運営事業者双方で協議の上、決定する。

運行開始は平成31年11月頃を予定する。

5. 応募資格

プロポーザルの参加資格は、参加意向申出書の提出日現在において以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 指名通知の日から協定締結候補者の特定の日まで、豊島区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成20年8月1日総務部長決定）による指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成21年3月6日総務部長決定）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 平成31年11月に運行開始が可能な事業ノウハウを有しており、「一般乗合旅客自動車輸送事業」及び「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を有し、もしくは許可の申請を行い、許可を取得できること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 過去2年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、豊島区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- (6) 複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という）の中から本プロポーザルに係る代表者を選定すること。また、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書を添付することし、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として応募することはできない。

6. 提案に伴う基本条件

(1) 運行車両（詳細は9ページ「運行車両概要書」のとおり）

- ① 車両数は10台を限度とする。但し、車両数は提案により調整できる。
- ② 同車両のラッピング等による車両デザインの変更は基本的に認めない。

(2) 区が想定する運行ルートとバス停設置位置（別紙1）

区が想定する運行ルート及びバス停設置位置については、運行車両を想定し、区が先行して交通管理者と相談を進めている。相談内容は、決定した運営事業者に開示し、引き続き交通管理者と調整を進めること。なお、区が想定する運行ルート及びバス停設置位置については、決定したものではない。

(3) デザインについて

本事業のデザインは、水戸岡鋭治氏に監修を依頼しているため、デザインの変更にあたっては、水戸岡鋭治氏の調整を必要とする。

(4) 運行時間帯について

原則として、毎日、10時から20時を基本とし、その他の時間帯については、各社の提案とする。

(5) 区とバス運営事業者の役割分担

- ① 区は、バス車両を確保し、バス運営事業者に無償貸与する。
- ② 区は、充電設備を整備する。
- ③ 区は、バス車両の駐車スペース（豊島区役所地下駐車場を想定）を確保し、バス運営事業者に無償使用を認める。
- ④ 区は、バス運営事業者が整備するバス停留所の整備費を負担する。
- ⑤ 区は、運行開始後3年間を目安としてバス車両維持費（車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入費、消耗品費、税金、保険料等）を負担する。それ以降はバス運営事業者の負担とすることを原則とするが、事業収支について今後定める基準により評価し、区とバス運営事業者が協議した上で、区の支援のあり方を決定する。
- ⑥ その他の事項については、原則として事業者の負担とする。但し、事業の目的を達成する上で効果を有する提案にあわせて、その提案内容を実施する上で必要となる区の支援を求める提案を妨げるものではない。

(6) 事業評価について

運営事業者は、運行開始後、事業の評価に必要な資料を提出すること。

(7) まちづくり団体（候補者）からの提案

運営事業者は、本事業の運行車両のうち年間1～2台をまちづくり団体に有償で専用使用させる。使用料については、別途、協議の上、決定する。（提案内容の詳細は別紙2を参照）

7. 提出書類

(1) 受付期間：平成30年7月23日（月）～平成30年8月6日（月）午後4時

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数
① 参加意向申出書	様式1-1	1部

② 委任状	様式 1-2	
③ 企業等概要説明書	様式 2	1 部
④ 会社の概要がわかるパンフレット等		1 部
⑤ 「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可証の写し (取得見込の場合は、不要)		1 部
⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可証の写し (取得見込の場合は、不要)		1 部
⑦ 登記事項証明書 (全部事項証明書) ※申請日前 3 か月以内発行		1 部
⑧ 損益計算書(直近 3 年分)		1 部
⑨ 貸借対照表(直近 3 年分)		1 部
⑩ 法人事業税の納税証明書 (正本)		1 部
⑪ 法人税の納税証明書 (正本)		1 部

※上記提出書類一式を「参加意向申出書等」という。

(3) 提出場所 : 豊島区都市整備部都市計画課交通政策グループ

(4) 提出方法 : 持参または郵送 (提出期限日必着のこと)

8. 企画提案書の提出者の選定

参加意向申出書等を提出した者には、平成 30 年 8 月 7 日 (火) に参加資格結果通知書により通知する。参加資格の要件を満たす者 (以下、「提案者」という。) に対しては、プロポーザル関係書類提出要請書をあわせて通知する。

9. 企画提案書の内容

企画提案書には、「池袋副都心移動システムの全体コンセプト」と上記に示した基本条件を踏まえ、以下に示す事項について具体的な内容を記載する。あわせて事業を実施するうえで、区に対する必要な支援策 (設備や費用負担の考え方など) 等がある場合は、テーマごとに記載する。

(1) 乗合バス事業に関する提案

① 区が想定する運行ルートを基本としたルートの提案

(運行開始時の運行ルートについては、区が想定する運行ルート・バス停留所を基本とし、想定ルートをまとめることやルートを短縮することは可とする。)

② 運賃、運行ダイヤの提案

③ 料金收受システム (清算方法は各社の提案とし、費用負担区分の考え方を示すこと)

④ 車内案内と放送への対応 (多言語対応や障害者への対応等)

(2) 貸切バス事業に関する提案

① まちづくり団体 (候補者) からの提案に対する考え方

② 自主事業の企画提案

(3) 本事業全体の運行管理

① 車両の維持管理体制

- ② 車両の整備場所及び整備体制
- ③ 営業所（休憩スペース含む）の確保
- ④ 運行に向けた工程管理
- (4) 収支についての考え方
 - ① 年度別収支一覧表
 - ② 収支が赤字・黒字になった場合の対応
- (5) 安全運行への取り組み
 - ① 低速での運行に対する対策
 - ② 区が想定する運行ルートにおける対策（歩行者が多い道路での対策等）
- (6) 緊急時の対応
 - ① 交通事故や車内事故・事件への対応
 - ② 災害発生時の対応
 - ③ 怪我人・急病人の対応
- (7) 社員教育の取り組み
 - ① 乗務員の教育体制
 - ② 交通弱者への対応
 - ③ 苦情への対応
- (8) 事業採算性向上に向けた取り組み
 - ① 多様な乗客を取り込む方策
 - ② 運賃収入以外の収入を確保する取り組み
 - ③ その他の提案

10. 企画提案書等の提出

- (1) 受付期間：平成30年8月7日（火）～平成30年9月3日（月）午後4時
- (2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	提出部数
企画提案書	任意様式	提出者名有り（要押印）：1部 提出者名無し：14部

- (3) 企画提案書等の作成に関する留意事項は、8ページ以降「提出書類の作成に関する留意事項」を参照のこと。
- (4) 提出場所：豊島区都市整備部都市計画課交通政策グループ
- (5) 提出方法：持参または郵送（提出期限日必着）
- ・提出書類を表の順番に一部ずつ左上ホチキス綴りとする。
- ・背表紙並びにファイル等を付加したものは不可とする。

11. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

企画提案書等に係る質問については、様式9「質問票」に質問の趣旨を箇条書きで簡潔に記入し、下記のとおり電子メールで行うこと。電話での質問には応じないこととする。質問票の内容に疑義が生じた場合は、区が質問者へ電話で問い合わせをする場合がある。

- 宛 先：豊島区都市整備部都市計画交通政策グループ
- メールアドレス：A0022603@city.toshima.lg.jp
- 件 名：「電気バスを運営する事業者の募集に関する質問（会社名）」
- 受付期間：平成30年8月7日（火）～平成30年8月13日（月）午後4時まで

(2) 回答方法

質問及び回答をとりまとめたうえで、平成30年8月17日（金）までに全提案者に対し電子メールで通知する。

12. 審査方法、評価基準及び結果通知

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。池袋副都心移動システム運営事業者選定委員会設置要領（平成30年4月25日都市整備部長決定）に規定する委員により構成する選定委員会が審査し、選定する。

13. 一次審査（書類審査）

「企画提案書等」に基づく書類審査を行う。

① 評価基準

主要な評価ポイント	評価の視点
運行管理体制	・ 運行開始までのスケジュールが具体的か ・ 安全運行に対する取り組みが明確か ・ 顧客満足度を上げるための施策が具体的か
業務にかかる提案の的確性、独創性、実現性	・ 提案内容が的確かつ具体的で、実現性を有しているか、また、効率、効果の面等から創意工夫がなされているか ・ 事業の目的を達成するための新たな提案があるか
車両の維持管理体制	・ 車両のメンテナンス体制が的確か

② 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、平成30年9月13日（木）以降、企画提案書等を提出した者に電子メールにより通知する。

14. 二次審査（ヒアリングの実施）

企画提案書等の内容について、業務に実際に携わる担当者に対してヒアリングを実施し、審査する。ヒアリングは、平成30年9月18日（火）に実施を予定している。

提案の説明は20分程度とし、その後20分程度の質疑を行う。説明にあたっては、提案書のみを使用するものとする。なお、会場、時間等の詳細については、別途電子メールで通知する。

① 評価基準

主要な評価ポイント	評価の視点
問題解決力	・バス事業に関する高度な知見が確認できるか ・運行開始までの様々な課題に対し、対応できる能力があるか
業務への取組意欲	・業務に対する熱意や意欲を感じ取れるか ・他者と比べ特筆すべき評価項目はあるか
コミュニケーション能力	・意思疎通を容易に行えるか ・業務に対する認識にずれはないか ・質問に対する応答が迅速、明快かつ的確か

② 二次審査結果の通知

二次審査の結果は、平成 30 年 9 月 19 日（水）以降、二次審査対象者に電子メールにより通知する。

15. 候補者の特定等

- (1) 選定委員会において、企画提案及びヒアリングの評価などを総合的に審査し、一位として決定した者を協定締結候補者、二位として決定した者を次席者として特定する。
- (2) 評価が同点となった場合は、同位の者について、提出された書類に基づき再審査を行う。
- (3) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

16. 非選定理由に関する事項

- (1) 参加資格が認められなかった者及び一次審査及び二次審査において選定されなかった者は、結果についての書面が所管部長から通知された日の翌日から起算して 7 日（休日を除く）以内に、書面により、所管部長に対して苦情を申し立てることができる。
- (2) 所管部長は上記（1）に基づき、苦情を申し立てられたときは、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して 7 日（休日を除く）以内に、書面により回答する。
- (3) 苦情申立書の請求、受付場所
豊島区都市整備部都市計画課交通政策グループ

17. 協定の締結等

- (1) 特定された候補者との協議が整った場合は、協定を締結する。
- (2) 候補者が辞退、又は特別な理由により候補者と協定締結できない場合は、次席者と交渉をする。
なお、本件を辞退したことによって、以後の選定、競争入札については不利益な取扱いを受けないものではない。
- (3) 協定内容については、区と本事業の協定締結候補者及びまちづくり団体候補者と調整のうえ決定する。
- (4) 締結時期は、平成 30 年 10 月中旬を予定。

18. その他

- (1) 提案書類等に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 提案書類等の作成・提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出後において、記載内容の変更は認めない。
- (4) 提出された提案関係書類等は返却しない。また、提出された書類は提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類の著作権は提案者に帰属するが、豊島区情報公開条例に基づき、区に対する情報公開の対象文書となる。
- (6) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 豊島区は選定された企画提案書の内容に拘束されない。
本プロポーザルに関し、参加者は、事務局以外の関係者と接触を図ってはいけない。
- (8) この要項に定めるものの他、必要な事項については選定委員会が別に定める。

運行予定車両概要書

○外観イメージパース



○主要諸元

乗車定員	16名＋立ち席7名
外観寸法（全長×全幅×全高）	5165,mm×2,070mm×2,400mm
車両重量（空車時／総重量（23人乗車時））	1,590kg／3,400kg
最高速度	19km/h
一充電走行距離	約60km（19km/h定地）
最小回転半径	6.5m
交流入力電源	単相（50/60Hz）
入力電圧	AC200V
充電時間	約9時間

※ 本諸元については、現在調整中である為、水戸岡鋭治氏デザインによる内外装の変更や乗車定員、走行距離の見直しを進めているため諸元については変更となる予定。

提出書類の作成に関する留意事項

1 提出書類作成上の基本事項

本プロポーザルは、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。本要項において記載した事項以外の内容を含む提出書類については、提案を無効とする場合があるので注意すること。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失う。

・無効となる提出書類の例

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 指定する様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- (8) その他、選定委員会が不適合と認めるもの。

2 提出書類作成の注意事項

- (1) 提出書類は、別添の所定様式及び本留意事項に基づき作成する。
- (2) 用紙は片面印刷とする。
- (3) 印刷はカラーとしてもよい。
- (4) 文字サイズは 10 ポイント以上とする。
- (5) 提出書類作成の際に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

電気バスを運営する事業者の募集要項

平成 30 年 7 月

豊 島 区

〒170-8422 東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号
豊島区都市整備部都市計画課交通政策グループ
電話： 03 - 4566 - 2635 (直通)
F A X：03 - 3980 - 5135
メールアドレス：A0022603@city.toshima.lg.jp